

警察本部長

題名改正〔平成18年例規（留・会）18号〕

〔沿革〕 昭和58年7月例規（留・会）第25号 昭和59年5月例規（警）第9号
平成18年4月例規（留・会）第18号

各所属長

千葉地方検察庁内一時留置場（以下「一時留置場」という。）に留置中の被疑者等に対する昼食については留置警察署において携行させているが、被疑者等の取扱いを適正にするため、下記のとおり一時留置場において給食することとしたので誤りのないようにされたい。

記

1 実施年月日

昭和51年7月1日

2 給食の対象

被留置者の集中護送及び一時留置実施要綱の制定について（平成18年例規（留）第17号。以下「実施要綱」という。）第1の2に規定する一時留置場に留置中の被護送者で昼食を支給する必要がある者

3 給食の手続

(1) 被留置者の留置に関する訓令（平成19年本部訓令第12号）に定める留置主任官は、一時留置場における被護送者の給食の有無について、一般護送計画書（千葉県警察被留置者護送要綱第23条に定める別記様式第2号）により明らかにしておかなければならない。

(2) 一時留置場において給食をする被護送者は、前日までに護送連絡を完了した者とする。ただし、留置主任官から、当日午前9時までに総務部留置管理課護送企画係（以下「護送企画係」という。）へ電話連絡があったものはこの限りでない。

(3) 護送企画係は、被護送者給食表（別記様式第1号）により給食数を取りまとめ、指定業者に注文するとともに、納入された弁当について検取し、給食集計表（別記様式第2号）に給食数を記載しなければならない。

(4) 総務部留置管理課長は、給食集計表を翌月の5日までに総務部会計課長に送付するものとする。

4 給食代金の支払及び償還金の請求

(1) 一時留置場において支給した被護送者の給食代金は総務部会計課において一括支払いの手続を行う。

(2) 償還金の請求は、一時留置場において給食した分も含めて、各留置警察署において従来どおり行う。

5 その他

(1) 一時留置場においては、糧食の自弁は取扱わない。

(2) 一時留置場において給食した被護送者には留置警察署において二重支給しないよう留意すること。

以下 様式省略